

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 047-457-7586 (午前9時～午後5時30分)

担 当 介護支援専門員

2. 船橋グリーンてらす居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定事業所番号及び、サービス実施地域

事業所名	船橋グリーンてらす居宅介護支援事業所
所在地	船橋市古和釜町871番地2
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 千葉県 1270910050
サービス提供地域	船橋市内

(2) 事業所の職員体制

管理者	常勤 1名
介護支援専門員	常勤 2名(相談・計画等)

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

※上記以外の日時のご相談は、船橋グリーンてらすにて24時間対応可能です。

※土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業です。

3. 居宅介護支援の申し込み方、サービス提供までの流れと主な内容

- (1) 居宅介護支援事業者一覧より、居宅サービス計画の作成を依頼する事業者を選びます。
- (2) 選んだ事業者に連絡をして、居宅サービス計画の作成を依頼できるか確認します。
- (3) 選んだ事業所を記入した「居宅サービス計画作成依頼届出書」を介護保険課に提出します。
※届出書は事業所に依頼することも出来ます。また郵送や直接介護保険課に提出されても構いません。
- (4) 介護保険課から事業所を記載した「介護保険被保険者証」(介護保険証)が郵送されます。
- (5) 介護保険被保険者証(介護保険証)を選んだ事業所に提出し、正式に居宅サービス計画の作成依頼になります。
※正式の依頼の際には、事業所との契約が必要になります。
- (6) 依頼された事業所の介護支援専門員が適切な方法(課題分析)により、ご利用者様が現に抱える問題等を明らかにし、ご利用者様やご家族様のご希望を取り入れた「居宅サービス計画」を作成し、提示致します。これをご確認のうえ同意していただきます。
※居宅サービス計画はご自分で作成することも出来ます。
- (7) ご利用者様には「居宅サービス計画」を作成した事業者より、計画に基づいた「サービス利用票」を作成し、お渡し致します。
- (8) 「介護保険被保険者証」と「居宅サービス計画」を利用予定の事業所に提示することによりサービスが受けられます。

4. 利用料金

別紙参照

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でご連絡下さい。当事業所の職員がお伺い致します。契約後、サービスの提供を開始致します。

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事や当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。

居宅介護支援の提供にあたり、利用者・御家族様から入院する事になった際には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に情報提供をして頂く様にお願い致します。

(2) サービスの終了

ご利用者様の都合で終了する場合。(転居等)

人員不足等、やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了致します。

・ご利用者様が介護保険施設への入所、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能居宅介護、特定施設入居者生活介護を利用された場合。

・要介護認定区分が、要支援1, 2又は非該当(自立)に認定された場合。

※サービスはお住まいの地区の【地域包括支援センター】に引き継がれます。

・ご利用者様がお亡くなりになった場合。

その他

ご利用者様やご家族様が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

居宅介護支援の提供にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 船橋市古和釜町871番地2

名称 社会福祉法人 緑山会
特別養護老人ホーム 古和釜恵の郷 ㊞

説明者 介護支援専門員 矢作健一 ㊞

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての、重要な事項の説明を受けました。

平成 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ ㊞

代理人

住所 _____

氏名 _____ ㊞